

保全安全管理者認定等に関わる変更概要について

平成 21 年度より保全安全管理者に関する制度を変更しております。

1. NEXCO が行う「保全安全管理者」の認定制度は、現在行われておりません。

平成 20 年度まで東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)および西日本高速道路(株) (以下「NEXCO」という。) 各社が、受講者の所属する会社毎に実施しておりました保全安全管理者の認定等 (認定者の異動、変更、従事状況の変更等の届出制度を含む) につきましては、廃止しております。

2. 保全安全管理者になることを希望される方は、これまでどおり保全安全管理講習を修了する必要があります。

財団法人高速道路調査会 (以下「調査会」という。) が行う保全安全管理講習会 (以下「講習会」という。) を適正に受講され、修了確認試験で一定のレベルに達した者に対し、調査会が『修了証』を発行します。この修了証は、NEXCO 各社が管理する高速道路および自動車専用道路 (以下「高速道路等」という) の路上作業に際し、高速道路等を利用しているお客様および作業に従事する作業車の安全の確保がなされるよう、交通規制作業および規制内作業の安全に係わる計画、安全教育、現場作業の強化を実施するために定め設置される専任の保全安全管理者の資格要件となります。

3. 平成 21 年 3 月 31 日時点の既認定者に対しましては、『修了確認証』を発行しております

平成 16 年度夏期に実施した講習会以降の受講者で既に保全安全管理者に認定されている者 (以下「既修了者」という。) に対して、調査会より平成 21 年 5 月に『修了確認証』が発行されています。

4. 保全安全管理者は、5 年毎に更新が必要です。

保全安全管理者 (『修了証』または『修了確認証』の交付を受けた者) が、講習会受講後 5 年を越えて、引続き業務に従事する場合は、再度講習会を修了する必要があります。

保全安全管理者制度に関する問合せ先：

東日本高速道路(株) 管理事業部 保全課 03-3506-0319

中日本高速道路(株) 保全・サービス事業本部 保全チーム 052-222-3563

西日本高速道路(株) 保全サービス事業部 保全グループ 06-6344-7165

保全安全管理講習会に関する取合せ先：

(財) 高速道路調査会 事業部 共創事業課 03-6436-2080

保全安全管理者制度に関すること

Q1 保全安全管理者とは？

A1 高速道路等の路上作業の現場において、作業の実施に際し、利用されるお客様や作業従事者の安全確保のために重要な、交通規制作業や規制内の安全に関する計画立案、安全教育、現場指導を行う一定の技術力、安全に関する知識、指導力を有する者をいい、過去5年以内に『保全安全管理講習』の修了を求めています。

Q2 保全安全管理者制度がどのように変わりましたか？

A2 平成21年度からは『保全安全管理講習』を受講し、講習会受講後に実施される確認試験により一定レベルに達したと認められる受講生に対して『修了証』が発行されます。

監督員は、この『修了証』に基づき、過去5年以内に『保全安全管理講習』を受講して修了している有資格者であることを確認いたします。

Q3 修了者の所属会社が行わなければならなかった届出は、どのようになったのですか？

A3 入社・退社・死亡、改名等の各種手続きは、すべて廃止されました。

講習会の修了証・修了確認証に関すること

Q4 修了証を一度取得したら、更新の手続きは不要ですか？

A4 5年間以内に『保全安全管理講習』を再受講する必要があります。なお、夏期受講者は、5年後の10月31日までの期間に開催される夏期講習を、また、冬期受講者は、5年後の3月31日までの期間に開催される冬期講習を再受講するようお願いいたします。

Q5 過去5年以内に『保全安全管理講習』を受講し修了したのですが、今後NEXCOでの工事に際し、監督員にはどのように届出ればよいのですか？

A5 平成21年3月末時点で既に保全安全管理者に認定されている者（以下「既修了者」という。）を対象に財団法人高速道路調査会が実施した『保全安全管理講習』を修了していることを証する『修了確認証』が平成21年5月に所属会社宛に発行・送付されております。また、平成21年度以降に実施した『保全安全管理講習』を修了した者に対しては、『修了証』を発行・送付されております。保全安全管理者として業務に従事する際には、監督員はこの『修了確認証』または『修了証』に基づき過去5年以内に『保全安全管理講習』を受講して修了している有資格者であることを確認いたします。なお、平成17年度から平成20年度の間認定者の所属会社にNEXCOが送付した『保全安全管理者認定通知書』（原本）の提示および写しの提出により確認することも可能です。

Q&A 財団法人高速道路調査会

受講資格等手続きに関すること

Q1 受講資格があるか分からないのですが？

A1 受講申請のてびきに受講要件が記載してあります。当高速道路調査会のホームページをご確認ください。

Q2 受講資格の経験に記載する道路の交通規制は、下水道工事で道路の交通規制を行った場合でもよいでしょうか？

A2 工事の主たる部分が道路上で無く、地下での作業となる下水道工事などは、実務経験の対象外と考えております。実務経験の対象となる工事は、具体的には、自動車専用道路、一般国道または県道などの舗装改良工事や拡幅工事、共同溝工事など規制を伴い、主たる部分が道路上で行う維持修繕・点検等の作業および工事が該当します。

Q3 個人からの申請は可能ですか？

A3 平成 22 年度に開催する保全安全管理講習より受付けております。

ただし、経歴につきましては、現在所属している会社の経歴証明印を頂きますようお願いいたします。なお、修了者番号を持っていない新規受講希望者の方で、無所属の方など所属会社の経歴証明が困難な方につきましては、当調査会にて経歴を判断できる資料（例えば現場代理人届けの写しやコリンズの技術者実績確認書などの経歴証明をできるもの）を副えて申請いただきますようお願いいたします。

修了確認証に関すること

Q4 修了確認証は、どのように取扱うのですか？

A4 修了確認証は、修了者本人が大切に保管していただくようお願いいたします。

Q5 保全安全管理者として、高速道路上の規制を伴う工事に従事したいのですがどうしたら良いのですか？

A5 修了証の提示等が必要となっております。詳細につきましては、NEXCO 各社にご確認ください。

Q6 無所属なのですが、修了確認証はどのようにしたら、入手できますか？

A6 当高速道路調査会にて発行いたしますので、無所属等修了確認証発行依頼書様式に必要事項を記入し、免許証・保険者証など身分を証明できる書類の写しを添付し、簡易書留用郵便切手を貼ったご自身の住所、氏名を記入した返信用封筒を同封し、当調査会宛に送付してください。

Q7 修了確認証の所属会社が異なるのですが？

A7 記載事項のうち所属会社等の情報につきましては、平成 21 年 3 月 31 日時点に所属した会社の責任において、届出された事項を印刷しております。当高速道路調査会にて記載内容を訂正いたしません。

Q8 修了確認証の氏名生年月日が異なるのですが？

A8 氏名等基本的事項につきましては、当高速道路調査会にご相談ください。

Q9 修了確認証（修了証）を無くしてしまったのですが、再発行してもらいたいのですが？

A9 再発行手続きに対する問合せがあるため、平成 22 年 4 月 1 日より、過去 5 年間に限り、再発行手続きを行うことといたしました。

再発行を希望される方は、別紙再発行依頼書を作成のうえ、再発行手数料（¥2,000 円）を添付し、現金書留にて当調査会に送付ください。切手、印紙による納付は、受け付けません。また、現金書留以外の送金によるトラブルは、当調査会で責任を負いかねますのでよろしくお願いいたします。なお、発行までは、依頼書を受け付けてから約 10 日程度時間がかかりますので、ご了承ください。

Q10 いままで更新時期に講習の案内がありましたが、どうなりますか？

A10 当高速道路調査会では、名簿による管理を行っておりませんので、案内はできません。ご自身で必要に応じて、受講いただくようお願いいたします。